

放置違反金公示納付命令書

1 納付命令を受ける者

下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者

2 納付命令の内容

放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付

3 納付命令の理由

弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和08年09月29日

静岡県公安委員会



弁明通知書番号
49-101-260822-315886
49-106-260824-317468
49-113-260829-318297
49-113-260830-318269
49-114-260827-317788
49-115-260812-314526
49-116-260830-313812
49-118-260824-304327
49-127-260830-317858
49-133-260830-314880

弁明通知書番号
49-106-260823-314752
49-107-260830-317212
49-113-260830-318265
49-113-260830-318301
49-114-260830-315029
49-115-260829-314522
49-116-260830-313813
49-127-260825-313005
49-133-260830-314879